

平成28年4月18日

お客さま 各位

広島県信用組合

でんさいネット業務規程細則の一部改正のお知らせ

平素より広島県信用組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

平成28年4月18日（月）からでんさいネットサービスの機能改善等が実施されることに伴い、下記のとおり業務規程細則が一部改正となりますので、お知らせいたします。

記

1 でんさいネットサービスの機能改善ならびに業務規程細則の改正点

(1) 支払サイトの長期化（業務規程細則第17条関連）

記録可能な支払サイト（発生日から支払期日までの最大間隔）を、現行の1年から10年に長期化されることに伴う改正となります。

(2) 分割・譲渡予約中の分割記録の予約取消（業務規程細則第33条）

分割・譲渡記録の電子記録年月日が到来するまでの間（予約期間中）に、譲受人が当該記録を取り消した場合、譲渡人が予約期間中に分割記録を取り消すことが可能となることに伴う改正となります。

(3) 業務規程細則改正時の通知方法の明確化（業務規程細則第61条）

業務規程細則を改正する場合における、利用者への通知方法の明確化に関する改正となります。

（注）サービス機能改善の詳細は、でんさいネットホームページでご確認ください。

2 改正後の業務規程細則

改正後の業務規程細則は[こちら](#)

新旧対照表は[こちら](#)

以上

お問い合わせ先 広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

